中野市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)策定支援等業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和5年度 中野市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)策定支援等業務委託

2. 本業務の目的

本業務は、国が掲げる 2050 年カーボンニュートラルという目標達成を目指し、市内における省エネ及び再生可能エネルギーを最大限活用するために必要な取組を進めるための計画を策定及び改定するに当たり、その作業に係る本市への支援を行うものとする。

3. 業務の内容

- ①中野市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(以下「区域施策編」という。) 策定支援
- ②中野市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)改定支援

4. 3-①中野市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の策定

(1) 基本的事項・背景・意義の整理

地球温暖化問題に関する国内外の動向や、本市の自然的社会的な地域の特徴等について把握し整理する。

(2) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

本市の各種関連計画等に基づく人口・世帯数の主要な指標の将来的な推移を踏まえつつ、 現状と比較して特別な策を講じないとした場合を想定し、市域の将来における温室効果ガ ス排出状況を予測する。

(3) 区域施策編全体の目標の検討

2050年に市域のカーボンニュートラル達成から検討を進め、中期目標(2040年)、短期目標(2030年)の温室効果ガス削減目標値の設定を行う。

(4) 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策の検討

再エネ導入目標と地域課題の解決を同時に実現するために必要な施策の方向性及び具体的内容を検討し、体系的に整理する。

- (5) 地域脱炭素促進事業に関する内容の検討
 - ① 実行計画に定める区域全体の温室効果ガス削減目標や再エネ導入目標を踏まえての地域脱炭素化促進事業の目標の設定
 - ② 促進区域から除外すべきエリア等の検討

「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)、促進区域の設定に関する長野県基準及び各種統計資料に基づき、市域を以下のエリアに分類する。

- a 環境保全上の支障が及ぶおそれがないため促進区域の候補となるエリア
- b 地域の脱炭素促進事業に求める環境保全のための取組として、支障となり得る事項 を回避するための適切な措置を位置づけたうえで、促進区域の候補となるエリア

- c 環境保全上の支障を回避することが困難であるため、促進区域としての設定が望ま しくないエリア
- ③ 再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握 「エリア a 」「エリア b 」における再エネポテンシャルやエネルギー需要状況につい て、既存資料を基に整理する。
- ④ 促進区域の検討
 - ①、②で把握した情報を「エリア a 」「エリア b 」及び再生可能エネルギー種別に整理し、区域の再エネ目標を踏まえつつ、以下の事項について検討する。
 - a 促進区域のあり方
 - b 促進区域内での事業に関する地域の環境保全の取組
 - c 促進区域内での事業において、地域貢献の取組として求めるもの
- (6) アンケート調査票の作成、回収した調査票の入力及び分析

事業者、市民を対象にそれぞれアンケートによる意向調査を実施するが、調査票の作成 及び回収した調査票を入力し分析を行う。調査票は事業者と市民で別の内容とする。

事業者は 100 社程度を調査。受託者がメールによる依頼及び回収を行い、データ分析を 行う。

市民は200人程度を調査。市が紙ベースで依頼し回収。回収した調査票を受託者がデータ入力及び分析を行う。

- (7) 進捗管理の仕組みの検討 区域施策編の策定・進捗管理にかかる庁内外の体制の検討及び構築を行う。
- (8) 区域施策編原案の作成
 - (1) から(7)を踏まえて、区域施策編原案を取りまとめる。
- (9) パブリックコントの実施に関する資料の作成 区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。
- (10) 会議の運営支援

本市が開催する会議への出席、配布資料の作成、出席者への説明及び議事録作成を行う。 会議で出された意見の対応案を検討し、適宜区域施策編へ反映させる。会議は業務期間内 に6回程度開催する。

- 5. 3-②中野市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の改定
 - (1) 改正地球温暖化防止法(2021年5月)、地域脱炭素ロードマップ(2021年6月)、地球温暖化対策計画(2021年10月閣議決定)の内容に合わせ、既存計画の数値等の修正。
 - (2) 既存計画の総括的な点検・評価を行い、成果や課題を踏まえ計画改定の方針を作成。
 - (3) 会議は「区域施策編」に併せて行う。会議の運営支援は「区域施策編」4位のに準ずる。
 - 6.業務の完了

業務委託は、受託者による業務委託完了届及び次の成果品が発注者に提出されることをもっ

て完了とする。なお、提出は全て電子データによる提出とする。

- (1) 区域施策編及び事務事業編
- (2) 区域施策編 概要版
- (3) 打合せ記録、会議資料及び会議録
- 7. 契約期間 委託契約期間は契約締結日から令和6年1月31日までとする。

8. 特記事項

(1) 本計画の策定及び改定に当たっては、2021年5月に改正された改正地球温暖化防止法、2021年6月に決定された地域脱炭素ロードマップ、2021年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画、環境省が定める「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成とその実現方策に係る参考資料」等、国の関連計画やマニュアル、社会動向など最新の情報を踏まえたうえで業務を進めること。

9. 留意事項及び遵守事項

- (1) 本業務を進めるにあたり、本市が策定した総合計画、環境基本計画等の各種計画と整合性を図った計画とすること。
- (2) 会議の運営支援のほか、本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の3回を基本とするが、円滑な業務の遂行を図るため連絡については随時行うものとし、打ち合わせに要する資料作成等の経費(交通費含む)は委託費に含むものとする。
- (3) 受託者は業務委託の遂行にあたり、契約の相手方である発注者が地方公共団体であることに鑑み、地方自治法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務委託を行うにあたり個人情報を取扱う場合には、「中野市個人情報保護条例」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務委託の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約 期間終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務委託の円滑な遂行のために適正な人員と体制を整え、業務委託の各過程において、発注者と十分な協議を行うものとする。
- (7) 発注者受託者は、業務委託に関する協議を必要に応じて行うものとする。
- (8) 業務委託で得られた成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、利用又は他への公表をしてはならない。
- (9) 発注者は、当該事業の実績を市民等に周知する目的として、業務委託で得られた成果品を公表することができる。
- (10) 発注者が経過報告を求めた場合は、受託者は遅滞なくこれに応じるものとする。
- (11) 業務委託契約の締結及び履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り全て受託者 の負担とする。

- (12) 業務委託の実施に際し、許認可等が必要な場合の申請等の手続きは、原則として発注者が行う。
- (13) この仕様書の内容に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、その都度、発注者受託者協議によりこれを定めるものとする。